

《Labor Communication 2018・2》

最近、労災事故が多発しています。不注意で起きた事故をいくつかご紹介します。通勤途中、駅の階段から足を滑らせて階段から落ちた。通勤途中、歩いていて溝に落ちた。雨の日にバイクで通勤途中、バイクが滑ってこけた。調理担当者が業務中に包丁で指を切った。この指を切った件が2か月でなんと3件もありました！ いずれも大事には至っていませんが、少しの気の緩みが事故に繋がります。「いつもと同じだから大丈夫」ではなく、ちょっとした目配り心配りを。そして、管理者・リーダーは注意の声掛けを！！（佐々木香里）

保険料率の変更について

★平成 30 年 4 月以降の保険料について

毎年 4 月は健康保険料率、介護保険料率、雇用保険料率の見直しがあります。

【健康保険料率】 (見込み)	平成30年4月納付（3月分）から変更される予定です。 東京都 9.91%→9.90% 京都府 9.99%→10.02% 大阪府 10.13%→10.17% 兵庫県 10.06%→10.10%
【介護保険料率】 (見込み)	平成30年4月納付（3月分）から変更される予定です。 1.65%→1.57%
【雇用保険料率】	平成30年度の保険料率に変更はありません。 (一般の事業) 労働者負担 3/1,000 事業主負担 6/1,000 (建設の事業) 労働者負担 4/1,000 事業主負担 8/1,000
【労災保険料率】	平成30年4月から労災保険料率（一部の業種）が変更されます。 建築事業 11%→9.5% 交通運輸事業 4.5%→4% 清掃、火葬又はと畜の事業 12%→13% 卸売業・小売業又は宿泊業 3.5%→3%

求人募集時の注意

★労働者の募集や求人申し込みの制度が変更！

平成 30 年 1 月 1 日より、求人のルールが変わりました。求人票や募集要項、面接時に明示した労働条件が変更される場合、変更内容をすみやかに求職者に知らせる配慮が求められるようになりました。入社してから「聞いていたことと違う。」といったようなトラブルにならないよう、事前に対応を進めてください。



**医療費控除
領収書提出不要に**

★確定申告の医療費控除に領収書が提出不要になりました！

平成 29 年分の確定申告から、医療機関等からの領収書を提出する代わりに「医療費控除の明細書」の記入が必要となりました。領収書は 5 年間保存義務がありますので、大切に保管してください。「医療費控除の明細書」は、「医療費通知」を添付すると記入を省略することができます。「医療費通知」は、健康保険組合等が 1 年間に支払った医療費を一覧にし、被保険者宛に郵送されます。

あすは社労士事務所

〒530-0047 大阪市北区西天満 2-6-8 堂島ビルディング 814
電話.06-6948-5252 FAX.06-6948-5253

社会保険労務士 社会保険労務士 特定社会保険労務士
佐々木 香里 小野山 英男 小野山 真由美

★インフルエンザ警報にご注意を！